

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
は、翌日
の翌日)

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一、大字細川字高浜七二六の二二七、七二六の二二九から七二六の二四九まで、七二六の三一八、七二六の三二〇、七二六の三四六、七二六の三六六から七二六の三七八まで、七二六の四三二から七二六の四三四、七二六の四六二から七二六の四七五まで、七二六の五一〇、七二六の五一四から七二六の五一六まで、七二六の五一八（以上六十一筆について、次の図に示す部分に限る。）
七二六の二二八、七二六の三一七、七二六の三一八、七二六の三六四、七二六の三六五、七二六の四四一から七二六の四四三まで、七二六の五〇九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役

目次

◇ 告 示

健康保険法による医療機関の指定
保安林の指定の解除

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

土地細目の公告

二級河川となったもの

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号の一部改正

道路の位置の指定

◇ 公安告示

風俗営業等取締法による聴聞の実施
道路交通法にする聴聞の実施

告 示

鳥取県告示第五百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年九月五日

場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第五百七十八号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)を次のように改正する。

昭和四十二年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 岡山県 宮崎県 東京都 群馬県 山梨県 福岡県 栃木県 鹿児島県
- 福島県 滋賀県 山形県 大分県 和歌山県 福井県 北海道・秋田県

鳥取県告示第五百七十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十一条第一項の規定に基づき、鳥取県知事石破二朗から土地細目の公告の申請があったので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目

倉吉市字殿屋敷七三一番地 宅地

〃 所七二四番地二 宅地

鳥取県告示第五百八十号

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第二条の規定により二級河川となつたものは、次のとおりである。

昭和四十二年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 陸上川水系	
河川の名称	区 間
陸上川	左岸 岩美郡岩美町大字河内字家の下 右岸 同町同大字字喜三郎田
下流端	河口
二 吉田川水系	
河川の名称	区 間
吉田川	左岸 岩美郡岩美町大字浦富字西虎ヶ池千四十四の一番地先 右岸 同町同大字字虎ヶ池千六十一番地先
下流端	河口
三 蒲生川水系	
河川の名称	区 間
蒲生川	左岸 岩美郡岩美町大字鳥越字流田 右岸 同町同大字洗井字大力谷口
下流端	河口
小田川	左岸 岩美郡岩美町大字小田字大谷屋敷 右岸 同町同大字字瀬戸田
下流端	蒲生川への合流点
荒金川	左岸 岩美郡岩美町大字荒金字向田 右岸 同町同大字字井手口
下流端	小田川への合流点
瀬戸川	左岸 岩美郡岩美町大字岩井字神福寺六百四十七番地先 右岸 同町同大字字荒神下千九百九十四番地先
下流端	蒲生川への合流点
長谷川	左岸 岩美郡岩美町大字長谷字総付 右岸 同町同大字字六谷
下流端	蒲生川への合流点

水谷川		末用川		河内川		河川の名称		五 河内川水系		蔵見川		江川		箭溪川		日津川		颯馳山川		塩見川		河川の名称		四 塩見川水系		
右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	上	下流端	上	下流端
同町同大字五升谷		同町同大字字桃山		同町同大字字東尾谷		同町同大字字中尾谷		同町同大字字六百六十六番地先		同町同大字字七百六十三番地先		同町同大字字奥楠城七百六十五番地先		同町同大字字榎崎八百八十五番地先		同町同大字字八重原字右休八百二十六次一番地先		同町同大字字四百五十九番地先		同町同大字字細川字上颯馳山六百六十三次一番地先		同町同大字字千三百二十一番地先		同町同大字字千三百二十番地先		
河内川への合流点		河内川への合流点		河口		下流端		塩見川への合流点		箭溪川への合流点		塩見川への合流点		塩見川への合流点		塩見川への合流点		河口		下流端		下流端		下流端		

今西川		八葉寺川		日置川		勝部川		河川の名称		七 勝部川水系		勝谷川		浜村川		河川の名称		六 浜村川水系		佐谷川		滑石川	
右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸
同町同大字澄水字穴畑		同町同大字字山神		同町同大字山崎		同町同大字御堂田		同町同大字桑原字岸下		同町同大字河原百二十九番地先		同町同大字五馬場百二十三番地先		同町同大字寺内字宮河原百二十四番地先		同町同大字字榎木二千九百四十五の一番地先		同町同大字河内字亀盤魚山二千九百八十七の一番地先		同町同大字河内字上田畑ケ三千三百九十九番地先		同町同大字同字三千四百一番地先	
勝部川への合流点		勝部川への合流点		勝部川への合流点		河口		下流端		浜村川への合流点		河口		下流端		河内川への合流点		河内川への合流点		河内川への合流点		河内川への合流点	

八 園川水系

十 由良川水系	河川 の名称	上 区		流 間	端	下流 端
	河川 の名称	上 区		流 間	端	下流 端
園 川	左岸 東伯郡泊村大字園字西山崎八百三十四番地先 右岸 同村同大字寺田五百十一番地先	上 区		流 間	端	下流 端
九 橋津川水系	河川 の名称	上 区		流 間	端	下流 端
橋津 川	左岸 東伯郡羽合町大字下浅津 右岸 同町大字南田	上 区		流 間	端	下流 端
東郷 池	河川 の名称	上 区		流 間	端	下流 端
舍人 川	左岸 東伯郡東郷町大字藤津字沖新川 右岸 同町大字北福字岩谷	上 区		流 間	端	下流 端
東郷 川	左岸 東伯郡東郷町大字別所字岩坪 右岸 同町大字方面字猿走	上 区		流 間	端	下流 端
川上 川	左岸 東伯郡東郷町大字川上字郷田 右岸 同町同大字字道祖神	上 区		流 間	端	下流 端
羽衣石 川	左岸 東伯郡東郷町大字羽衣石字赤屋敷 右岸 同町同大字字影宗寺	上 区		流 間	端	下流 端
埴見 川	左岸 東伯郡東郷町大字埴見字鋤先 右岸 同町同大字字水又下	上 区		流 間	端	下流 端

倉坂 川	河川 の名称	上 区		流 間	端	下流 端
	河川 の名称	上 区		流 間	端	下流 端
洗 川	左岸 東伯郡東伯町大字福永字山ノ鼻 右岸 同町大字野田字菴反庄田	上 区		流 間	端	下流 端
十二 洗川水系	河川 の名称	上 区		流 間	端	下流 端
加勢蛇 川	東伯郡東伯町大字野井倉字木谷奥	上 区		流 間	端	下流 端
十一 加勢蛇川水系	河川 の名称	上 区		流 間	端	下流 端
円城寺 川	左岸 倉吉市大字北面字欄百三の一番地先 右岸 同市同大字中島百四の二番地先	上 区		流 間	端	下流 端
浅津 川	左岸 東伯郡大栄町大字穂波字胴像百四十二の二番地先 右岸 同町同大字同字百三十一の二番地先	上 区		流 間	端	下流 端
日和 川	左岸 東伯郡大栄町大字妻波字上坂前二百四十三番地先 右岸 同町同大字字向イ田二百五十四番地先	上 区		流 間	端	下流 端
由良 川	左岸 東伯郡大栄町大字東高尾字代田 右岸 同町同大字字中畦	上 区		流 間	端	下流 端

十三 茅町川水系

河川 の名称	上	区	流	端	間	下流 端	
茅町川	左岸 東伯郡東伯町大字八橋字廻り尻 右岸、同町同大字字笹見平					河	口

十四 八橋川水系

河川 の名称	上	区	流	端	間	下流 端	
八橋川	東伯郡東伯町大字八橋字箕ヶ平					河	口

十五 黒川水系

河川 の名称	上	区	流	端	間	下流 端	
黒川	東伯郡赤碓町大字中村字奥田					河	口
尾張川	左岸 東伯郡赤碓町大字尾張字大下 右岸 同町同大字字岩屋					合	黒川への 流点

十六 下市川水系

河川 の名称	上	区	流	端	間	下流 端	
下市川	西伯郡中山町大字高橋字山神ノ下					海	

十七 宮川水系

河川 の名称	上	区	流	端	間	下流 端	
宮川	西伯郡中山町大字松ヶ原字庄田屋敷					河	口

十八 真子川水系

河川 の名称	上	区	流	端	間	下流 端	
真子川	左岸 西伯郡名和町大字小竹字上之坂 右岸 同町同大字字上条					河	口

十九 名和川水系

河川 の名称	上	区	流	端	間	下流 端	
名和川	左岸 西伯郡名和町大字加茂字下屋敷 右岸 同町同大字字佐摩坂					河	口
東谷川	左岸 西伯郡名和町大字名和字上岩坪 右岸 同町同大字字天王ノ前					名和川への 合流点	

二十 阿弥陀川水系

河川 の名称	上	区	流	端	間	下流 端	
阿弥陀川	左岸 西伯郡大山町大字前字千石岩 右岸 同町同大字豊房字古前					海	

二十四 佐陀川水系	天井川	左岸 西伯郡淀江町大字稲吉字宮田 右岸 同町同大字字上村屋敷	宇田川への合流点
	河川の名称	上流	区間
二十三 宇田川水系	宇田川	西伯郡淀江町大字西尾原字馬尾坂	海
	河川の名称	上流	区間
二十二 妻木川水系	妻木川	左岸 西伯郡大山町大字莊田字野田原 右岸 同町同大字字下塚田	河口
	河川の名称	上流	区間
二十一 江東川水系	江東川	左岸 西伯郡大山町大字宮内字垣内二百二の三番地先 右岸 同町大字坊領字財の神四百十二番地先	河口
	河川の名称	上流	区間
二十 坂戸川水系	坂戸川	西伯郡大山町大字坂戸	阿弥陀川への合流点
	河川の名称	上流	区間
十九 坊領川水系	坊領川	左岸 西伯郡大山町大字佐摩字新佐摩 右岸 同町同大字字益田	阿弥陀川への合流点
	河川の名称	上流	区間

鳥取県告示第五百八十一号	野本川	左岸 西伯郡岸本町大字押口字村ノ東二十八番地先 右岸 向郡伯仙町大字石州府字猿ヶ坂三百二十の二番地先	佐陀川への合流点
	河川の名称	上流	区間
鳥取県告示第五百八十一号	精進川	左岸 西伯郡伯仙町大字尾高字新良路 右岸 同町大字岡成字源六新田	佐陀川への合流点
	河川の名称	上流	区間
鳥取県告示第五百八十一号	佐陀川	左岸 西伯郡伯仙町大字福万字八久保田北 右岸 同町同大字字財ヶ谷成り	河口
	河川の名称	上流	区間

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号(二級河川の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十一年一月鳥取県告示第十三号(二級河川の指定について)は、廃止する。

昭和四十二年九月五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

本文に後段として次のように加える。

この場合において、表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。

蒲生川水系の項中「蒲生川水系」を「一 蒲生川水系」に改め、同項の表中「二級河川」を削る。

千代川水系の項を削る。

河内川水系の項中「河内川水系」を「二 河内川水系」に改め、同項の表中「二級河川」を削る。

浜村川水系の項中「浜村川水系」を「三 浜村川水系」に改め、同項の

表中「二級河川永江川の現在のの上流端」を「浜村川への合流点」に改める。
 勝部川水系の項中「勝部川水系」を「四 勝部川水系」に改め、同項の
 表中「二級河川」を削る。

原川水系の項中「原川水系」を「五 原川水系」に改める。
 天神川水系の項を削る。

勝田川水系の項中「勝田川水系」を「六 勝田川水系」に改め、同項の
 表中「二級河川勝田川の現在のの上流端」を削り、「二級河川矢筈川の現在
 の上流端」を「勝田川への合流点」に改める。

谷川水系の項中「谷川水系」を「七 谷川水系」に改める。

甲川水系の項中「甲川水系」を「八 甲川水系」に改め、同項の表中「
 二級河川甲川の現在のの上流端」を削る。

佐蛇川水系の項中「佐蛇川水系」を「九 佐蛇川水系」に改める。
 日野川水系の項、斐伊川水系の項及び備考を削る。

鳥取県告示第五百八十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定に
 よる申請に基づき、次のとおり昭和四十二年八月三十日道路の位置を指定
 したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市河崎九四七 岩原 一 栄	米子市河崎字高砂駄道西東 一四九二 一四九四 一四九五 一四九八 一四九九 一五〇〇 一五〇一 一五〇二の一 一五〇二の二 一五〇二の三 一五〇二の四 一五〇四の一	幅員 四・三メートル 延長 五六四・四五メートル
	米子市河崎字駄道西東 一四八六の一 一四八六の二 一四八七の一 一四八七の二 一四八八の二 一四九〇 一四九一	
	米子市安倍字米川添 六九八の一 六九八の二	

鳥取県告示第五百八十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定に

よる申請に基づき、次のとおり昭和四十二年八月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
 その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
 昭和四十二年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市瓦町七九番地三 有限会社 谷口物産 代表取締役 谷口茂行	鳥取市立川町五丁目 " 二二九の一部 二三〇の一部 二三一の一部	幅員 四・〇〇メートル 延長 六九・〇〇メートル

公安告示

鳥取県公安委員会告示第四十号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。
 昭和四十二年九月五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年九月十三日 午前十時から
 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)
 鳥取県公安委員会委員会室
 二 聴聞当事者の住所及び氏名

- | | | |
|---|------------|-------------|
| 1 | 鳥取市古市一二 | 李 賢 基 |
| 2 | 鳥取市中町六 | 森 下 昇 太 郎 |
| 3 | 鳥取市東品治町一九六 | 東部観光株式会社 |
| | | 代表取締役 森 反 保 |

鳥取県公安委員会告示第四十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。
 昭和四十二年九月五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年九月十三日 午後一時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- | | | |
|----|----------------|-----------|
| 1 | 鳥取市馬場二〇〇 | 中 村 隆 幸 |
| 2 | 鳥取市湖山一七五二 | 高 橋 源 一 |
| 3 | 鳥取市津ノ井 中山久子方 | 山 田 道 博 |
| 4 | 鳥取市職人町二五 | 山 本 儀 治 |
| 5 | 鳥取市元魚町三丁目四六 | 上 嶋 章 信 |
| 6 | 八頭郡若桜町大字吉川一四八 | 三 百 田 和 孝 |
| 7 | 気高郡気高町大字下光元四六八 | 居 川 俊 明 |
| 8 | 東伯郡泊村大字園六九四 | 戸 崎 整 |
| 9 | 倉吉市鴨河内二六七一 | 松 下 五 夫 |
| 10 | 倉吉市中江一〇三 | 山 本 道 子 |

11 鳥取市湖山一五五六 邨上悦夫

12 鳥取市立川町四丁目二 表 稔 昭

13 八頭郡智頭町大字奥本二九八 黒岩道夫方 福田美智雄

14 東伯郡羽合町大字長瀬一六二の二 横山恒美

15 鳥取市吉方三区六五八 石井健三

16 岩美郡国府町大字高岡八九九の一 森下実

17 八頭郡家町大字下坂四五二 山本展弘

18 八頭郡家町大字下門尾二二の七 古田義春

19 八頭郡船岡町大字大江八五二 横川和夫

20 倉吉市清谷一二九四 岡野年定

21 倉吉市中江一三一 門脇弘明

22 倉吉市越殿町一五五八 横山優子

23 鳥取市中砂見五八九 新竹勝美

鳥取県公安委員会告示第四十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第百号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年九月五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年九月十四日 午前九時三十分から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市西品治三五六の八 黒田幸由

2 鳥取市湖山一三六二 奥村操

3 鳥取市賀露九四〇 西山義雄

4 鳥取市松原九六 西田増夫

5 岩美郡国府町大字麻生三一六 吉田岩男

6 岩美郡岩美町大字岩本三七六 福本一紀

7 八頭郡家町大字下坂三〇八 山根弘美

8 八頭郡船岡町大字船岡一〇九三 植木仲夫

9 八頭郡船岡町大字塩上九二 松本敏郎

10 八頭郡八東町大字北山一〇二 大平虎治

11 八頭郡河原町大字小畑一七四 有本睦朗

12 倉吉市河原町一九一六 足利清

13 八頭郡河原町大字佐貫三八六 中村勝美

14 八頭郡用瀬町大字家奥一二八 森下弘明

15 気高郡気高町大字下光元四七三 山本清則

16 気高郡気高町大字下原二四八の一 細田優

17 気高郡青谷町大字養郷一四六 津村武則

18 倉吉市荒神町三六四 長谷川雅一

19 倉吉市西倉吉町一六三の四 佐々木 諭

20 倉吉市福守二一九 山本方 難波一男

21 倉吉市中河原六二九 山本吟一

22 倉吉市杉野二一四の一 椿 勝義

23 東伯郡羽合町大字橋津六〇五の二 小橋紳吾

24 倉吉市巖城二三三の二 野崎敏男

25 倉吉市上井二四〇 尾崎功貴

30	29	28	27	26
東伯郡羽合町大字上浅津二五七	東伯郡羽合町大字南谷三六二	東伯郡北条町大字国坂二〇一	東伯郡三朝町大字山田一八の一	東伯郡三朝町大字上西谷二九九
山口 秀雄	美 浦 篤	前 田 操	鳥 飼 泰 永	中 野 博 光

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

(定価 一部一箇月三百円(送料を含む))